

■条例制定の背景

近年、全国的に金属スクラップや使用済プラスチックなど再生資源物のリサイクルが推進されるなか、再生資源物の屋外保管事業場が市内にも設置され、今後も増加することが見込まれます。

一部の屋外保管事業場で、市民の生活環境に支障をきたす状況が発生
不適正保管による火災／作業に伴う騒音、振動など

再生資源物の屋外保管事業場を対象とした法令がないため、規制ができない
※再生資源物は有価物に当たるため、廃棄物処理法の規制対象（廃棄物・有害使用済機器）とならない

市民の生活環境を保全するため、規制する条例を制定

■条例のポイント

●再生資源物の屋外保管事業場を **新たに設置しようとする者** に対して、

- ① **市との事前協議** および その後の**周辺住民等への説明会の開催**を義務化
- ② **設置に係る許可制度**を導入 [許可の有効期間＝**5年間**／更新制]

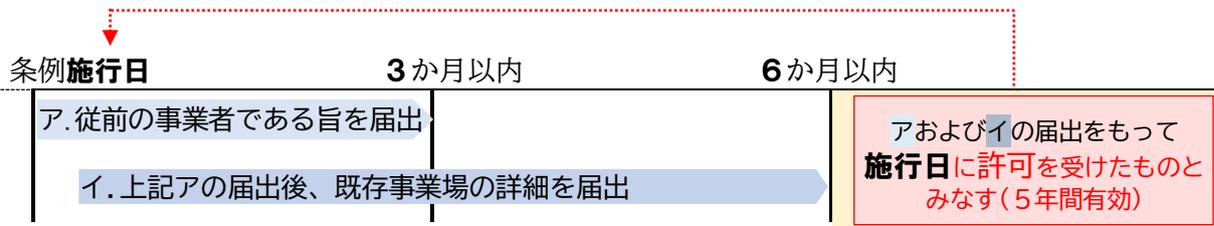
主な許可基準

- ① 立地および構造基準、(事業実施にあたっての)保管基準に適合していること
- ② 他の法令(都市計画法等)に違反していないこと
- ③ 適正な屋外保管を行うための現場責任者を置くこと

※無許可で設置した場合や命令違反等に対する罰則規定あり

●再生資源物の屋外保管事業場を **既に設置している者** に対する経過措置として、

- ① 既存の屋外事業場は、条例施行日に設置されたものとみなす
- ② 一定の期間内の届出をもって、既存の事業場に係る設置の**許可を受けたものとみなす**



許可基準のうち ・ **立地基準**および**構造基準**は適用除外とする
・ 条例施行日の6か月後から、**保管基準**を適用する

●施行日 令和6年(2024年)7月1日

■許可制度の概要

対象事業地	再生資源物の屋外保管を行う事業場 ※対象面積の規定はありません		
対象となる再生資源物	使用を終了し、再生資源として収集された 金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、陶磁器、コンクリート、その他これらに類する材質を原材料とするものおよびこれらの混合物		
許可制	有効期間：5年間 更新制		
事前協議／説明会開催	屋外保管事業場の設置に関する計画について市と協議 ➔ 事前協議の終了後、周辺200m以内の住民等への説明会を開催		
許可基準	立地	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅等から事業場の敷地境界線までの距離が100m以上あること ② 事業場の敷地が幅員4m以上の公道に接していること ③ 事業場の場所の土地の地形や地質等が、市民生活の安全・生活環境の保全上の支障がないこと 	
	構造	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業場の敷地の周囲に囲いを設け、かつ内部の保管状況を容易に確認できるものとする ② 敷地境界線と囲いの間に1.5m以上の緑地帯を設けること ③ 囲い内側の底面を不浸透性の材料で覆うとともに排水処理設備を設けること 	
	保管	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業場内の再生資源物の保管区画ごとに囲いを設置すること ② 必要事項を表示した掲示板を設置すること ③ 再生資源物の崩落、汚水の飛散・流出、悪臭等の対策を講じること ④ 火災の発生、延焼対策を講じること ⑤ 騒音、振動対策を講じること ⑥ 害獣・害虫等の発生の予防措置を講じること 	
記録の作成	取引歴等を5年間保存すること	報告の徴収	施行に必要な限度内で行う
立入検査	定期的に行う他、適時実施する	勧告・命令	基準に適合しない場合等に行う
申請手数料	許可：53,000円 更新：49,000円 変更：44,000円		
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可設置、命令違反等 : 1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金 ・基準適合確認前の施設使用 : 6か月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金 ・軽微な変更の届出違反等 : 30万円以下の罰金 		
経過措置	<p>(1) 既存の屋外事業場は、条例施行日に設置されたものとみなす</p> <p>(2) 既存の屋外事業場に係る次の届出をもって条例施行日に許可を受けたものとみなす</p> <p>ア 条例施行後3か月以内に、<u>従前の屋外保管事業者である旨</u>を市に届出</p> <p>イ 条例施行後6か月以内に、<u>既存の屋外保管事業場の詳細</u>を市に届出</p> <p>※ 屋外保管事業場の概要について、書面の配布等により周辺住民等に周知</p>		
既存の事業場及び従前の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>立地基準</u>および<u>構造基準</u>は適用除外 ② 条例施行日の6か月経過後、<u>保管基準</u>を適用する ③ 新規事業者と同様に、5年ごとの許可更新を必要とする 		